

# 児童手当の申請に関する確認フローチャート 【児童手当を受給中の方】

【令和6年度版】

高校生年代（H118.4.2～H21.4.1生まれ）の子を養育していますか？

はい

いいえ

高校生年代の子と同一世帯ですか？

新たに支給対象となる児童は  
いません。（申請不要）

いいえ

はい

「額改定認定請求書額改定届」と「別居監護申立書」を提出してください。

高校生年代分の増額（額改定）の申請は不要です。  
同居している場合は自動的に増額されます。

## 多子加算に係る確認について

大学生年代（H14.4.2～H18.4.1生まれ）の子を養育していますか？

※大学生年代の子が就職していても、受給者の収入により日常生活の一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合は、養育しているものとみなします。

はい

いいえ

大学生年代以下（H14.4.2以降生まれ）の子を3人以上養育していますか？

多子加算に係る「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出は不要です。

はい

いいえ

多子加算に係る「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

多子加算に係る「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出は不要です。